

農業委員会交付金（継続）

【平成19年度概算決定額：4,776,179（4,776,179）千円】

対策のポイント

農業委員会が農地法などの法令に基づく事務を適切に行えるように、その委員の手当や職員給与などの基礎的な経費を負担しています。

（農業委員会とは）

- ・ 農業委員会とは、農地がある市町村に置かれた行政委員会で、選挙で選ばれた地域の農業者や、議会から推薦された学識経験者などで構成されています。農業委員会では、農地の売買や貸し借りに関する許可などの法律に基づく業務をはじめ、担い手への農地の利用集積、耕作放棄地の解消など農地に関係するほとんどの業務に携わっており、平成18年4月現在、全国に1,851の農業委員会があります。

政策目標

全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上

<平成17年>

約4割

<農業構造の展望（平成27年）>

7～8割程度

<内容>

農業委員及び職員の手当等に要する経費を交付

本交付金は、農業委員会が業務を円滑に進めるために必要な経費について、国が財政上の措置を講じているものであり、農地法その他法令に基づき農業委員及び職員の手当等に要する経費について交付金を交付します。

【交付率：定額】

【事業実施主体：農業委員会】

【事業実施期間：昭和60年度～】

[担当課：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]